		事務機器及び通信機器 電子計算機 その他のもの	五
	機械及び装置	ガス業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
		熱供給業用設備	一七
		水道業用設備	一八
		前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	一七 八
	公害防止用減価償却資産	機械及び装置	五
	開発研究用減価償却資産	機械及び装置 その他のもの	四
産業廃棄物適正処理推進費補助金	［略］	［略］	［略］
新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金	［略］	［略］	［略］
鳥獣捕獲等事業交付金	構築物	農林業用のもの その他のもの	八
		金属造のもの（前掲のものを除く。） その他のもの	四五
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六

産業廃棄物適正処理推進費補助金	［略］	［略］	［略］
地方創生整備推進交付金	［略］	［略］	［略］
鳥獣捕獲等事業交付金	構築物	農林業用のもの その他のもの	八
		［新設］	［新設］
	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	六